

重要

加工用米・新規需要米の適正流通

加工用米や飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取り組みに当たっては、以下の点に留意してください。

1 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』で取組むことを選択した場合は、『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷（※）してください。
※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金の支払ができません。
 - ② 主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』で取組む場合は、当初の契約数量を出荷することが原則ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
(注) 変更後の契約数量は30kg単位で調整することができます。
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。
- 加工用米や新規需要米を集出荷した実績を国に報告してください。

2 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米、新規需要米に「一括管理」で取り組み、作柄変動が生じた場合は、以下の方法で算出した数量に契約数量を変更することができます。
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
・ 当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収／作柄表示地帯の平年単収)
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
・ 当初の契約数量 × (当該農業者の実単収／当該農業者の配分時の単収)
 - ③ 自然災害等により減収した場合
・ 当初の契約数量 - (加工用米生産予定面積／全ての水稻作付面積 × 減収量)
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量
- ※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

3 加工用米及び新規需要米の販売先や用途の変更手続き

- 加工用米及び新規需要米は、あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で販売先や用途を変更することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、承認を受けずに他の需要者に販売したり他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が行われますので注意してください。

4 こんな行為は違反です！

- 加工用米、新規需要米として生産した米を主食用米として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて飼料用米として出荷
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に水増しして出荷
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「ふるい下米」を他の用途に販売

国は、飼料用米等の出荷状況を確認することがあります！



5 もし、不適正な出荷が行われたら、

- 加工用米、新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① その名称及び違反事実を公表する
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての交付金を返還
 - ③ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない（捨て作りが確認された場合も同様）

などの措置が講じられます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！